

監査委員公表 第2号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和5年4月25日

鹿屋市監査委員	大 菌 純 広
同	櫛 下 俊 朗
同	西 菌 美 恵 子

1 監査の基準

鹿屋市監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査並びに同条第2項の規定に基づく行政監査

3 監査の対象

市長公室

人口減少対策本部、政策推進課、地域活力推進課

総務部

総務課、デジタル推進課、財政課（契約検査室）、税務課、収納管理課

市民生活部

生活環境課（衛生処理場）、市民課（大始良・高須・花岡・高隈出張所、男女共同参画推進室）、安全安心課、市民スポーツ課（国体推進室）

保健福祉部

福祉政策課、子育て支援課、健康保険課、高齢福祉課、健康増進課（新型コロナワクチン接種推進室）

出納室

監査委員事務局

公平委員会事務局

4 監査の日程

令和5年1月11日から令和5年2月21日まで（16日間）

5 監査対象年度

令和4年度

6 監査の着眼点

鹿屋市監査委員監査実務第11条別表監査等の着眼点（第1節 財務監査、第3節 行政監査）

7 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び一般行政事務の執行について、資料の提出を求め、監査委員事務局において、諸帳簿や関係書類等の抽出による突合を行った。

その結果を監査委員へ報告し、監査委員による監査を関係職員の説明を求め、一部現地調査を行い実施した。

8 監査の結果

監査基準第22条第1項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正であると認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

(1) 財務監査の結果

① 収入について

調定の時期について

鹿屋市会計規則第19条の規定により、収入金を徴収しようとするときは、当該収入金に係る関係書類に基づいて調査し、その内容が適正であると認めるときは、直ちに調定書により徴収の決定をしなければならないとされているが、交付決定通知書の收受日で処理されていない状況が見受けられた。

(総務部 財政課、市民生活部 市民課)

② 支出について

支出負担行為について

ア 鹿屋市会計規則第46条の規定により、支出負担行為をするときは、支出負担行為整理基準表に基づき行わなければならないとされているが、支出負担行為整理基準表で規定する支出負担行為として整理する時期で処理されていない状況等が見受けられた。

(市長公室 政策推進課、総務部 税務課)

イ 鹿屋市会計規則第47条の規定により、会計管理者事前合議表に定める経費については、同表に定める区分に従い、会計管理者に事前に合議しなければならないとされているが、事前合議がされていない状況が見受けられた。

(市民生活部 安全安心課)

③ 契約について

契約書の作成について

鹿屋市契約規則第30条により、作成すべき契約書には、必要に応じて定められた事項を添付しなければならないとされているが、特定個人情報取扱特記事項を契約書に添付していない状況が見受けられた。

(総務部 デジタル推進課)

(2) 行政監査の結果

① 休憩時間について

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第6条第1項の規定により、任命権者は、休憩時間を勤務時間の途中に置かななければならないとされているが、時間外勤務命令において、勤務時間の終わりに休憩時間を置いている状況が見受けられた。

(総務部 総務課、税務課、市民生活部 市民課、保健福祉部 子育て支援課、健康保険課、健康増進課 出納室)

② 時間外勤務命令について

鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項の規定により、任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務を命ずることができることとされているが、時間外勤務命令が行われたいまま、勤務時間外に市内出張をしている状況が見受けられた。

(市民生活部 生活環境課、保健福祉部 子育て支援課)

9 監査意見

改善を要する事項として挙げたものの他に、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務、人事管理などにおいて事務処理上留意すべき事項については、関係所属長に対処方を指導したところである。

なお、行財政事務の執行に当たっては、鹿屋市法令遵守等の推進に関する条例に基づき職員責務の規定の遵守を徹底するなど、内部統制の充実を図り、事務処理の改善及び適正な執行に努められたい。